

名古屋港管理組合低入札価格調査等実施要領の一部改正について

建設工事の入札・契約にあたっては、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を導入し、著しい低価格による入札を防止するとともに、品質確保に努めているところですが、このたび以下のとおり算定基準等を見直しますので、お知らせします。

		改正前	改正後
低入札価格調査制度	対象	予定価格が2億円以上の一般土木工事等の19工事 工場製作を主とする機械設備工事等の7工事の全て	同左
	調査基準価格	(直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×80%+一般管理費×30%)×1.05 ※上記金額が、予定価格の10分の9を超える場合は10分の9とし、10分の7に満たない場合は10分の7とします。	(直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×80%+一般管理費×55%)×1.05 ※上記金額が、予定価格の10分の9を超える場合は10分の9とし、10分の7に満たない場合は10分の7とします。
	対象	A：予定価格が2億円以上の一般土木工事等の19工事 B：工場製作を主とする機械設備工事等の7工事の全て	同左
	失格判断基準	A：2式のいずれかに該当した場合 ①直接工事費<直接工事費×75% ②共通仮設費+現場管理費+一般管理費<(共通仮設費×70%+現場管理費×70%+一般管理費×30%) B：直接工事費+共通仮設費+現場管理費+一般管理費<(直接工事費×75%+共通仮設費×70%+現場管理費×70%+一般管理費×30%)	同左
最低制限価格制度	対象	予定価格が2億円未満の一般土木工事等の19工事	同左
	最低制限価格	(直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×80%+一般管理費×30%)×1.05 ※上記金額が、予定価格の10分の9を超える場合は10分の9とし、10分の7に満たない場合は10分の7とします。	(直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×80%+一般管理費×55%)×1.05 ※上記金額が、予定価格の10分の9を超える場合は10分の9とし、10分の7に満たない場合は10分の7とします。

- 詳細については、名古屋港管理組合低入札価格調査等実施要領をご覧ください。
- 平成25年8月9日以降に公告又は通知する工事に適用します。